

(14) 公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター経営状況報告書

法人の概要

- 1 名 称 公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター
- 2 目 的 鳥取県の生活衛生関係営業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。
- 3 公益認定年月日 平成24年3月21日
(財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター設立許可年月日
昭和59年2月15日)
- 4 設立登記年月日 平成24年4月1日
(財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター設立登記年月日
昭和59年3月21日)
- 5 基本財産 出えん金 4,520,000円
鳥取県出えん金 2,000,000円
鳥取県各生活衛生同業組合出えん金 2,520,000円
- 6 役員等 評議員 8人 理事 9人 監事 2人
評議員 有田勝徳(元鳥取県中小企業団体中央会専務理事)
〃 杉浦為佐夫(税理士)
〃 森本雄一(株式会社日本政策金融公庫米子支店支
店長)
〃 竹本佐代子(前鳥取市消費者団体連絡協議会会長)
〃 松本尚美(前公益財団法人理容師美容師試験研修
センター中国ブロック事務所鳥取県担
当マネージャー)
〃 中澤寿秀(鳥取県飲食生活衛生同業組合)
〃 西尾達也(鳥取県美容業生活衛生同業組合常任理
事)
〃 福田哲也(鳥取県クリーニング生活衛生同業組合
理事)

理事長	松本正嗣	(鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長)
副理事長	岩崎元孝	(鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長)
副理事長	福間英年	(鳥取県理容生活衛生同業組合理事長)
常務理事	小畑正一	
理事	正田眞弓	(鳥取県美容業生活衛生同業組合理事長)
〃	宍道榮一郎	(鳥取県飲食生活衛生同業組合理事長)
〃	西山善博	(鳥取県食肉生活衛生同業組合理事長)
〃	鴨河猛志	(鳥取県クリーニング生活衛生同業組合理事長)
〃	武智徹	(株式会社日本政策金融公庫鳥取支店 国民生活事業統轄)
監事	山本浩	(鳥取県理容生活衛生同業組合常務理事)
〃	田中和子	(鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合監事)

7 職員 3人(うち県退職職員 1人)

8 事務所 鳥取市松並町二丁目160番地

令和元年度事業実施状況

県民生活に密着したサービスや商品の提供を行い生活向上と地域の活性化に重要な役割を果たしている生活衛生関係業者（以下「生衛業者」という。）の経営の健全化と振興を通じて、衛生水準の維持向上と利用者及び県消費者の利益の擁護を図るため、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）、鳥取県・市等行政機関、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）などの関係機関と連携しながら公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）の定款に定めるところにより、営業に関する相談・指導、融資のあっせん、振興のための事業、後継者育成支援事業、健康・福祉対策推進等事業、標準営業約款制度の登録・普及、クリーニング師・従事者の研修講習などの事業を実施した。

また、公益財団法人としての自覚を持ち、公益法人3法、関係法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づいて法人運営を行った。

I 公益目的事業

1 相談室運営事業

指導センターに経営指導員を配置し、管理運営と常設の相談窓口を開設して、生衛業者に対する経営上必要な融資、労務、衛生管理等の相談と指導を行うとともに、利用者・消費者の苦情等に関する相談業務を行った。

また、経営指導員、経営特別相談員（以下「特相員」という。）、約款登録推進員及び関係機関等が連携して、生衛業者に対する経営の近代化、合理化、健全化、衛生水準の維持向上などについて支援を行った。

2 税務相談等事業

平成24年に中国税理士会鳥取県支部連合会並びに平成27年12月に（一社）鳥取県中小企業診断士協会と締結した業務協力に関する覚書に基づき、税理士による税務の記帳方法、決算書の作成方法、中小企業診断士による経営診断、事業承継等相談を希望する生衛業者について無料の個別相談・指導を行った。

3 地区生活衛生営業相談指導事業

(1) 出前相談・指導

要請を受けて、経営指導員が各生衛組合の総会、理事会、役員会等に出席し相談・指導に応じるとともに個別の営業者、営業施設等にも出向いて対応した。

特に特相員から提供される融資等相談事例については、随時出向き、必要に応じて税理士・中小企業診断士の協力を得て相談に応じた。

（相談・指導等事業件数 ※（ ）内は目標）

区 分	令和元年度
窓口相談 (件)	150 (225)
地区相談 (人)	50 (31)
巡回相談 (人)	821 (1,024)
計	1,021 (1,280)

(2) 地区相談・指導

鳥取市・県中部・西部生活環境担当部局の協力を得て、各管内の生衛組合役員、特相員、標準営業約款推進員と経営指導員及び行政担当者、日本公庫融資担当で業種横断的な地区連絡会を開催し、地域の状況を踏まえた意見交換を行った。

特に東部地区においては、平成30年度に保健所機能が県から鳥取市に移管されたことから、鳥取市担当者の出席を求め、今後の対応等について意見を交換した。

なお日本公庫鳥取・米子支店と連携し、個別の融資相談を実施した。

（相談・連絡会議）

- ・鳥取市保健所管内 8月 5日 13人
- ・中部総合事務所管内 7月22日 9人

- ・西部総合事務所管内 8月19日 15人 計3回 参加者37人
(個別融資相談)
- ・日本公庫鳥取支店 6月～3月 計5回 5人
- ・日本公庫米子支店 7月～2月 計6回 8人 計11回 参加者13人

(3) 衛生管理講習会

生衛業の衛生水準を確保し感染症等の拡大を未然に防止するため美容業生衛組合並びに理容生衛組合と連携して営業施設における衛生の研修会を県内3地域で実施した。

(美容業生衛組合)

講師：鳥取市及び県中部・西部生活環境部局 担当者、
医学博士 石田 茂 氏、
鳥取県警察 特殊詐欺防止アドバイザー

- ・東部地区 6月17日 50人 (うち員外11人)
- ・中部地区 9月2日 28人 (うち員外7人)
- ・西部地区 4月22日 89人 (うち員外1人)

(理容生衛組合)

講師：鳥取市及び県中部・西部生活環境部局 担当者、
医学博士 石田 茂 氏、
全国理容生活衛生同業組合連合会 中央講師 (3人)

- ・東部地区 9月17日 43人 (うち員外0人)
- ・中部地区 10月28日 51人 (うち員外1人)
- ・西部地区 11月11日 57人 (うち員外0人)

(旅館ホテル生衛組合・公衆浴場業生衛組合)

講師：鳥取市及び県中部・西部生活環境部局 担当者、
(公社)全国水利用設備環境衛生協会 理事兼事務局長 岸本 明 氏、
鳥取市及び県中部・西部福祉保健局 担当者

- ・東部地区 1月29日 36人 (うち員外22人)
- ・中部地区 2月5日 15人 (うち員外6人)
- ・西部地区 2月4日 30人 (うち員外17人)

計9回 受講者 399人 (うち員外65人) [目標450人]

4 生活衛生関係営業設備改善資金融資等指導事業

日本公庫の融資に関し、生衛業者の求めに応じて必要な指導を行ったほか、特に生活衛生関係営業経営改善貸付において、貸付推薦業務を行った。

これらの業務に関し緊密な連携と機能的な運用を図るため、経営指導員、特相員及び日本公庫担当者合同の研修会を行った。

(貸付実績 ※ () 内は前年度貸付額)

	全 体	うち 衛経貸付	うち 振興貸付
借入決定した件数 (件)	36 (47)	5 (6)	16 (21)
融資決定額 (千 円)	216,150 (195,460)	30,800 (16,250)	122,350 (134,060)

5 相談支援連絡協議会事業

県が委嘱した特相員による経営相談を支援するため融資等相談支援協議会を開催し、特相員が生活衛生関係経営改善資金の推薦書を作成した場合に支払う謝金等について協議すると共に、指導力向上のための研修を経営指導員、特相員及び日本公庫担当者合同で行った。

さらに平成25年度から行っている各生衛組合、日本公庫鳥取・米子支店、指導センターのトップが一堂に会し融資の在り方等について意見交換する、生活衛生改善貸付推薦団体協議会を今年度

も開催した。

6 情報化整備事業

生衛業者の経営の改善及び衛生水準の向上を図るため、ホームページや情報誌「とりせい通信」を活用し、関連する経営・融資・衛生情報や指導センター及び生衛組合の実施事業等を広く発信した。

(1) ホームページを活用した広報

- ・公益法人としての開示情報掲載
事業計画・報告、収支予算・決算、役員改選
- ・指導センターホームページの運営・管理
指導センターの紹介 (更新 21回)
生衛組合の事業・イベント紹介 (更新 2回)
景気動向等統計データの周知 (更新 2回)
感染症対策等衛生情報の周知 (更新 8回)
融資情報の周知 (更新 12回)
情報更新合計 45回 (目標 40回)
訪問数 2,333件 (目標 2,000件) ページビュー数 5,400件
※訪問数・ページビュー数は google analytics による。

(2) とりせい通信の発刊

- ・生衛業者(員外者含む。)に当指導センターの事業や生衛業の許可・届出制度等を広く周知するために情報誌を発行した。今後とも、ホームページと連携し、複合的な広報に努める。
発行部数 2,500部 発行時期 5月

7 後継者育成支援事業

高校生を対象とした職業体験を通じて、生衛業に対する職業観の向上を図ると共に、後継者不足が懸念される理容業並びに美容業の課題解消を図り、県民の利便に支障を来さないように努めた。

実施に当たっては、教育関係者・業界代表・行政・指導センターで構成する企画評価協議会で目標の設定、実績の評価を行い、次年度の事業に反映させることとした。

本年度4高等学校(理容3校、美容2校(うち重複1校))で実施し、計186名の生徒を対象に体験授業を行った。[目標100名(昨年度116名)]

アンケートを実施した結果、回答者のうち職業観が向上した者は77%であり、目標の75%を上回った。

専修学校への進学者は5名であり、目標の10名を下回った。

8 消費者等コールセンター事業

消費者・利用者及び事業者のそれぞれの利益に資するため、利用者からの苦情の実例を報告し、適正な対処方法などを話し合い、お互いの立場を理解し、苦情の発生を未然に防止するための懇談会を開催した。

9 衛生水準確保・向上推進会議

生活衛生水準の確保・向上を図ると共に生衛組合の活性化の取組を支援するため、当指導センター及び生衛組合は行動計画を作成して推進を図るとともに、行政及び日本公庫とも連携して事業の実施に取り組んだ。

10 生産性向上営業者モデル事業

生衛業者が、生産性向上に向けた取組を確実に実行できるように、厚生労働省が作成した生産性向上ガイドライン・マニュアルを用いて、当センターと営業者が連携してモデル事業を実施した。

- ・モデル事業の概要
事業実施者：鳥取市内の美容室
主な取組：HPのリニューアル、DM、チラシ投函、経営数値の見える化
主な成果：月あたりの新規客数の増、経営数値の見える化によるスタッフの意識向上

11 生活衛生関係営業振興補助金事業

県・鳥取市から1/2の補助を受け、生活衛生関係営業者の資質向上に資するため次の事業を実施した。

(組合員の資質向上に資する事業)

(1) 広報紙「生活衛生とっとり」の発行と配布 3,000部 年1回 1月

(2) 平成30年10月1日から令和元年10月31日までの間に生衛業の許可・届出をした生衛業者へ「生活衛生とっとり」加入案内パンフレットを送付

325事業者(内訳:飲食268、食肉4、理容7、美容46)

12 標準営業約款推進事業

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」第57条の13の規定に基づき、指導センターに行政、消費者代表、業界で組織する審査委員会を設置し、申請のあった営業者を調査の上、審査会で審査して登録を行った。

現在、理容業・美容業・クリーニング業・一般飲食店営業・めん類飲食店営業の5業種に設定されている「標準営業約款」について、加入の促進、既登録業者の更新登録の促進に努めた。

また、制度をPRするためのクリアファイルを作成し、登録推進員及び関係機関に配布した。

併せて、消費者、婦人団体等に対しこれら制度の理解と活用についてPRするため、県中部において標準営業約款登録店ツアーを行った。

(1) 登録状況

8月:新規登録 2店(美容業2)

再登録 65店(美容業65)

廃止 6店(美容業6)

2月:新規登録 1店(美容業1)

再登録 45店(美容業37、クリーニング業8)

廃止 5店(美容業4、クリーニング業1)

令和2年3月末登録店舗数 446店(去年同期 454店)

(理容業221、美容業208、クリーニング業15、一般飲食店営業2)

(2) 標準営業約款登録店ツアー

内容:(1) 消費者による登録店訪問

(2) 消費者と業者との意見交換会

13 クリーニング師等研修・講習事業

全国生活衛生営業指導センター(以下「全国センター」という。)の委託事業として、知事の指定を受けクリーニング業法に定める研修・講習を実施した。

実施にあたっては、県・鳥取市及びクリーニング組合と連携して受講率の向上に努めた。

・クリーニング師研修、従事者講習

*クリーニング師研修

日時:令和元年9月29日

場所:鳥取県立福祉人材研修センター(鳥取市)

受講者数:47名

*従事者講習(1型)

日時:令和元年9月29日

場所:鳥取県立福祉人材研修センター(鳥取市)

受講者数:20名

*通信制(2型)

受付:令和元年9月30日~10月11日

受講者数:41名

14 全国生活衛生営業指導センター委託事業

(1) 生衛業景況等調査

日本公庫が発注し全国センターが受注し、指導センターに再委託されて行う景気動向調査で、一

般消費者の生衛業利用動向や生衛業の経営状況について調査し、営業者に融資を行う日本公庫の資金需要や融資条件の決定に活用され、もって営業者の経営安定化と振興に資した。

(2) 生衛業経営状況調査

厚生労働省が全国センターを通して行う生衛業経営状況調査で、月次で経営状況を定期的・定点的に調査・把握し、情報提供していくことにより、個々の営業者が経営判断を行う材料として、また、生衛業に対する今後の施策の判断材料として活用することを目的として行った。

(3) 経営特別相談員研修事業

全国センターの委託を受け、知事が委嘱した経営特別相談員の相談能力向上を図るため研修会を実施した。

正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	453	452	1
基本財産受取利息	453	452	1
受取会費	97,000	97,000	0
賛助会員受取会費	77,000	77,000	0
特別会員受取会費	20,000	20,000	0
事業収益	2,793,669	1,765,635	1,028,034
標準営業約款推進事業収益	279,400	83,040	196,360
クリーニング師研修講習事業収益	347,200	288,800	58,400
特相員等研修事業収益	135,949	122,875	13,074
景気動向等調査事業収益	1,232,400	1,244,400	△ 12,000
受託事業収益	798,720	26,520	772,200
受取補助金等	16,307,650	16,882,666	△ 575,016
受取国庫補助金	16,235,518	16,816,008	△ 580,490
受取単県等補助金	72,132	66,658	5,474
雑収益	8,020	86	7,934
受取利息	100	86	14
雑収益	7,920	0	7,920
経常収益計	19,206,792	18,745,839	460,953
(2) 経常費用			
事業費	18,382,883	17,972,712	410,171
給料手当	9,587,340	9,860,387	△ 273,047
福利厚生費	1,520,165	1,566,387	△ 46,222
諸謝金	1,872,216	1,410,437	461,779
旅費交通費	899,706	886,836	12,870
通信運搬費	608,323	604,444	3,879
消耗品費	829,104	664,455	164,649
印刷製本費	747,330	629,368	117,962
使用料及び賃借料	1,868,900	1,806,865	62,035
光熱水料費	110,505	116,824	△ 6,319
燃料費	9,500	12,314	△ 2,814
食糧費	35,702	36,911	△ 1,209
広告宣伝費	20,000	25,000	△ 5,000
推進員費用弁償費	18,000	5,600	12,400
支払負担金	85,200	25,280	59,920
委託費	126,500	253,600	△ 127,100
雑費	44,392	68,004	△ 23,612
管理費	800,846	853,385	△ 52,539
給料手当	399,473	410,849	△ 11,376
役員等報酬	60,000	72,000	△ 12,000
福利厚生費	63,340	65,266	△ 1,926
旅費交通費	79,205	58,420	20,785
通信運搬費	9,249	15,782	△ 6,533
消耗品費	9,900	14,185	△ 4,285
印刷製本費	7,367	6,941	426
使用料及び賃借料	14,100	80,604	△ 66,504

科 目	当年度	前年度	増 減
食糧費	6,964	2,400	4,564
会議費	10,660	9,410	1,250
租税公課	1,900	2,000	△ 100
支払負担金	135,304	111,304	24,000
雑費	3,384	4,224	△ 840
経常費用計	19,183,729	18,826,097	357,632
当期経常増減額	23,063	△ 80,258	103,321
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	23,063	△ 80,258	103,321
一般正味財産期首残高	5,984,756	6,065,014	△ 80,258
一般正味財産期末残高	6,007,819	5,984,756	23,063
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	453	452	1
基本財産受取利息	453	452	1
受取会費	77,000	77,000	0
賛助会員受取会費	77,000	77,000	0
一般正味財産への振替額	△ 77,453	△ 77,452	△ 1
一般正味財産への振替額	△ 77,453	△ 77,452	△ 1
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	4,520,000	4,520,000	0
指定正味財産期末残高	4,520,000	4,520,000	0
III 正味財産期末残高	10,527,819	10,504,756	23,063

正味財産増減計算書内訳表

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	453			453
基本財産受取利息	453			453
受取会費	20,000	77,000		97,000
賛助会員受取会費		77,000		77,000
特別会員受取会費	20,000			20,000
事業収益	2,513,669	280,000		2,793,669
標準営業約款推進事業収益	279,400			279,400
クリーニング師研修講習事業収益	347,200			347,200
特相員等研修事業収益	135,949			135,949
景気動向等調査事業収益	952,400	280,000		1,232,400
受託事業収益	798,720			798,720
受取補助金等	15,844,837	462,813		16,307,650
受取国庫補助金	15,772,705	462,813		16,235,518
受取単県等補助金	72,132			72,132
雑収益	100	7,920		8,020
受取利息	100			100
雑収益	0	7,920		7,920
経常収益計	18,379,059	827,733	0	19,206,792
(2) 経常費用				
事業費	18,382,883			18,382,883
給料手当	9,587,340			9,587,340
福利厚生費	1,520,165			1,520,165
諸謝金	1,872,216			1,872,216
旅費交通費	899,706			899,706
通信運搬費	608,323			608,323
消耗品費	829,104			829,104
印刷製本費	747,330			747,330
使用料及び賃借料	1,868,900			1,868,900
光熱水料費	110,505			110,505
燃料費	9,500			9,500
食糧費	35,702			35,702
広告宣伝費	20,000			20,000
推進員費用弁償費	18,000			18,000
支払負担金	85,200			85,200
委託費	126,500			126,500
雑費	44,392			44,392
管理費		800,846		800,846
給料手当		399,473		399,473
役員等報酬		60,000		60,000
福利厚生費		63,340		63,340
旅費交通費		79,205		79,205
通信運搬費		9,249		9,249
消耗品費		9,900		9,900
印刷製本費		7,367		7,367
使用料及び賃借料		14,100		14,100

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
食糧費		6,964		6,964
会議費		10,660		10,660
租税公課		1,900		1,900
支払負担金		135,304		135,304
雑費		3,384		3,384
経常費用計	18,382,883	800,846	0	19,183,729
当期経常増減額	△ 3,824	26,887	0	23,063
2. 経常外増減の部				
経常外収益計	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,824	26,887	0	23,063
一般正味財産期首残高				5,984,756
一般正味財産期末残高				6,007,819
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	453		0	453
基本財産受取利息	453		0	453
受取会費		77,000	0	77,000
賛助会員受取会費		77,000	0	77,000
一般正味財産への振替額	△ 453	△ 77,000	0	△ 77,453
一般正味財産への振替額	△ 453	△ 77,000	0	△ 77,453
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高				4,520,000
指定正味財産期末残高				4,520,000
III 正味財産期末残高				10,527,819

貸借対照表
令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	5,854,752	5,878,203	△ 23,451
現金	0	0	0
普通預金	5,854,752	5,878,203	△ 23,451
前払金	326	0	326
【流動資産合計】	5,855,078	5,878,203	△ 23,125
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	4,520,000	4,520,000	0
【基本財産合計】	4,520,000	4,520,000	0
(2)その他の固定資産			
敷金	500,000	500,000	0
【その他の固定資産合計】	500,000	500,000	0
【固定資産合計】	5,020,000	5,020,000	0
【資産合計】	10,875,078	10,898,203	△ 23,125
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	9,827	13,797	△ 3,970
預り金	337,432	379,650	△ 42,218
【流動負債合計】	347,259	393,447	△ 46,188
2 固定負債			
【固定負債合計】	0	0	0
【負債合計】	347,259	393,447	△ 46,188
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	4,520,000	4,520,000	0
【指定正味財産合計】	4,520,000	4,520,000	0
(うち基本財産への充当額)	(4,520,000)	(4,520,000)	
2 一般正味財産	6,007,819	5,984,756	23,063
【正味財産合計】	10,527,819	10,504,756	23,063
【負債・正味財産合計】	10,875,078	10,898,203	△ 23,125

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法で処理している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	4,520,000	0	0	4,520,000
合 計	4,520,000	0	0	4,520,000

3 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
定期預金	4,520,000	(4,520,000)	(0)	(0)
合 計	4,520,000	(4,520,000)	(0)	(0)

4 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	鳥取県	0	16,235,518	16,235,518	0	
鳥取県生活衛生営業振興事業補助金	鳥取県	0	47,607	47,607	0	
鳥取市生活衛生営業振興事業補助金	鳥取市	0	24,525	24,525	0	
合 計		0	16,307,650	16,307,650	0	

5 指定正味財産から一般正味財産へ振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産へ振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 訳	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息計上による振替額	453
賛助会員受取会費計上による振替額	77,000
合 計	77,453

財 産 目 録

令和2年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金			0
	預金	普通預金	運転資金として	5,854,752
	前払金	山陰合同銀行鳥取営業部 労働保険料に対する前払額	労働保険料	326
流動資産合計				5,855,078
(固定資産)	定期預金	山陰合同銀行鳥取営業部	公益目的保有財産であり、 運用益を公益目的事業の 財源として使用している	4,520,000
その他の 固定資産	敷金	(株)城北ビル(事務所)	公益目的保有財産であり、 公益目的事業、管理業務で 使用している共有財産である	500,000
固定資産合計				5,020,000
資産合計				10,875,078
(流動負債)	未払金	(株)ケー・オー・エイに 対する未払額	コピー料金	9,827
		富士通(株)に対する 未払額	プロバイダー料金	8,177
	預り金	職員等からの預り額	社会保険料等	1,650
		補助金返還分預り額	源泉所得税 市県民税 R元年度鳥取県生活衛生営業 指導センター補助金	131,654 46,024 38,300 121,454
流動負債合計				347,259
固定負債合計				-
負債合計				347,259
正味財産				10,527,819

附属明細書

1 基本財産の明細

基本財産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。

2 引当金の明細

該当なし

令和2年度事業計画

I 基本方針

県民生活に密着したサービスや商品提供を通じ生活向上と地域経済の活性化に重要な役割を果たしている生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）に関し、「生活衛生関係営業の運営の適正化と振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）に基づき生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）と連携し又は直接事業者に対して、事業振興と経営健全化、営業に関する相談・指導、融資の斡旋、情報の収集・発信など「公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター定款」に定める事業を行い、生衛業者の経営の健全化、衛生水準の向上と併せて利用者・消費者の利益の擁護を図る。

事業実施にあたっては行政機関、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）等関係の諸機関・団体等との連携を密にし、総合的な事業の推進とその効果の発現に努めるとともに公益財団法人として、公益法人3法、関係法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づき法人運営を行う。

II 事業内容

1 相談室運営事業

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）に経営指導員を配置し、指導センターの管理運営と常設の相談窓口を開設して、生衛業者に対する経営上必要な融資、労務、衛生管理等の相談と指導を行うとともに、利用者・消費者の苦情等に関する相談業務を行う。

また、経営指導員、経営特別相談員（以下「特相員」という。）、標準営業約款登録推進員（以下「Sマーク推進員」という。）及び関係機関等が連携して、生衛業者に対する経営の近代化、合理化、健全化、衛生水準の維持向上などの支援を行う。

・組織体制	常務理事	1名（事務局長・経営指導員を兼務）
	経営指導員	1名
	事務職員	1名
	特相員	24名（令和2年4月～5年3月）

2 税務並びに中小企業診断個別相談等事業

平成24年6月に中国税理士会鳥取県支部連合会並びに平成27年12月に（一社）鳥取県中小企業診断士協会と締結した覚書に基づき、税理士並びに中小企業診断士による個別無料相談事業を積極的に推進し、生衛業者の経営の改善・事業の発展等に資する。

・指導内容

（税理士）	記帳・決算書の作成、税務申告、経営分析、事業承継 等
（中小企業診断士）	企業診断、経営環境改善、経営分析、事業承継 等

・目標 8件・16時間

3 地区生活衛生営業相談指導事業

(1) 出前相談・指導

要請を受けて、経営指導員が各生衛組合の総会、理事会、役員会等に出席し相談・指導に応じるとともに個別の営業者、営業施設等にも出向いて対応する。

特に特相員から提供される融資等相談事案については、よりきめ細かい対応をするため随時現地に出向き、必要に応じて税理士・中小企業診断士等の専門家の協力を得て相談に応ずる。

・目標 窓口相談300件 地区相談 40人 巡回相談 650件

(2) 地区相談・指導

鳥取市及び県中部・西部生活環境局の協力を得て、各管内の生衛組合（支部）役員、特相員、Sマーク推進員及び経営指導員並びに行政担当者及び日本公庫融資担当で業種横断的な地区連絡会を開催

し、地域の状況を踏まえた意見交換を行う。

なお資金需要期には日本公庫鳥取支店及び米子支店と連携し融資相談会を開催する。

(3) 衛生管理講習会

- 生衛業の衛生水準を確保し感染症等の拡大を未然に防止するため、美容業生衛組合及び理容生衛組合と連携して理容・美容業界全体の営業施設における消毒法、衛生法規及び組合のニーズに応じたテーマ等に関する講習会を県内3地域で実施する。なお、講習会の開催にあたっては厚生労働省及び鳥取県・鳥取市の後援を得て実施をしていく。
- 昨年度、旅館ホテル生衛組合及び公衆浴場業生衛組合と連携して実施したレジオネラ症防止対策のフォローアップ研修を実施する。

4 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

生活衛生改善貸付（以下「衛経」という。）による設備資金及び運転資金について、生衛組合及び特相員等と連携して資金需要の把握に努めるとともに、融資を希望する者に対しては現地に出かけ指導を行うとともに融資推薦書の作成を指導センターで行う等迅速な融資に努める。

なお、平成29年度からは特相員が融資推薦書を作成した場合に謝金を支払うこととし、衛経制度の更なる利用拡大を図っている。

また、衛経借入者に対する県下9市町の利子補給制度の周知を図り、融資実績の増加に努める。

さらに、平成30年から令和元年に営業の許可又は届出を行った営業者に対し、個別融資相談会の開催案内・指導センターの業務紹介などの資料送付を行う。

・目 標	衛経貸付	5件	2,000万円
	個別融資相談会開催案内送付	約400件	

5 融資等相談支援連絡協議会事業費

生活衛生関係営業融資業務に関し緊密な連携と機能的な運用を図るため、指導センター、各生衛組合理事長及び日本公庫鳥取・米子支店による融資等意見交換会並びに経営指導員、特相員及び日本公庫融資担当課長による融資等連絡協議会を開催する。

6 生衛業情報化整備事業

(1) ホームページの適切な管理・運営

全国指導センターの「生衛業情報ネットワークシステム」（各名簿管理・調査集計処理など）の活用・管理を行うとともに、適時・適切な情報提供に努めアクセス件数の増加を図る。

・掲載情報

（情報開示に関するもの）

事業計画書及び収支予算

事業報告書、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録

役員の変更

（事業者に対するもの）

経営相談・融資・金利変更等

各生衛組合の活動状況

景気動向調査報告

受動喫煙防止対策

感染症の流行状況や対策及び関連する施策

（利用者・消費者に対するもの）

標準営業約款登録店や環境配慮活動実施店舗の状況

食中毒や感染症の発生状況及びその防止対策

熱中症注意情報

- ・目 標 アクセス件数 2, 000件

(2) 指導センター通信・とりせい通信の発刊

指導センター、各生衛組合及び日本公庫など関係団体が有する情報を生衛業者に周知することにより、生衛業者の経営の健全化及び衛生水準の向上に資する。

- ・記載内容（例）

指導センター 令和2年度事業計画

衛生関係時事対応（受動喫煙防止対策、新ハサップ導入等）

指導センター役員紹介 等

- ・発行時期（予定） 令和2年7月
- ・発行部数 1, 500部

7 後継者育成支援事業

高校生を対象とした職業体験を通して生活衛生営業に対する職業観の向上を図り後継者の確保に繋げることにより県民生活に不便を生じさせることの無いよう努める。

このため、指導センターに教育関係機関、行政、関係生衛組合等で構成する「企画・評価協議会」を設置し、実施計画、目標及び事業プログラムの検討を行うとともに、結果を評価し必要な見直しを行う。

本年度においても、美容業及び理容業を対象とした体験学習を県内の高等学校で実施し、職業観の向上と専門学校等への進学者数の増加をめざす。

なお、職業観や勤労観の向上をより若い世代から図るため、中学校等での出前授業をモデル的に実施することも検討する。

8 消費者コールセンター事業

生衛業に起因する利用者消費者の苦情を処理するとともに、消費者、行政、専門家、生衛業者による意見交換会を行い、問題・課題の検討を行うとともに、相互理解に資することとする。

- ・懇談会の開催 （開催地区）西部地区 （参加者）15名程度

9 生活衛生水準確保・向上事業

生活衛生水準の確保・向上を図るとともに生衛組合の活性化の取組を支援する。

(1) 確保・向上推進会議の開催

生衛組合、県担当課、日本公庫、指導センターで構成し、行動計画の策定、取り組むべき課題等について意見交換する。

(2) 広報

生衛組合の組合員及び員外者に、チラシ・ポケットブックを配布し、組合員意識の高揚を図るとともに組合員の新規加入を図る。

(3) 新規営業許可情報の収集および提供

各地区の生活衛生担当部局から新規の営業許可（確認）施設の情報を入手し、各生衛組合に提供するとともに直接指導センターから新規の営業許可（確認）施設に組合加入チラシ、生衛とっとり等を送付する。

10 生産性向上営業者モデル事業

生衛業者が、生産性向上に向けた取組を確実に進めていけるよう、厚生労働省が作成した生産性向上ガイドライン・マニュアルを用いて、指導センターと営業者が連携したモデル事業を実施する。

- ・モデル事業実施事業者 1者

11 生活衛生営業振興補助金事業

指導センターの機関誌「生活衛生とっとり」を1月に刊行し、生衛業関連の情報や生衛組合の活動、安

全安心に向けた取組を広く広報する。

- ・発行部数 2, 500部

12 標準営業約款登録推進事業

生衛法第57条の13の規定に基づき、指導センターに行政、消費者代表、業界で組織する審査委員会を設置し、申請のあった営業者を調査の上、審査会で審査して登録を行う。

現在、理容業・美容業・クリーニング業・一般飲食店営業・めん類営業の5業種に設定されている「標準営業約款」について、加入の促進、既登録業者の更新登録の促進に努める。

このため、消費者団体が行う研修会等に出向いて標準営業約款制度の周知や登録店のPRを行うなどの消費者の制度に対する理解を深める取組を実施する。

- ・目標 更新 252件（理容212、美容38、クリーニング2、飲食0）
新規 5件

13 クリーニング師等研修・講習事業

県から免許を受けているクリーニング師並びにクリーニング業務の従事者は、資質の向上と消費者保護の観点からクリーニング業法により3年に1度、資質向上のため研修・講習を受講することとされている。

指導センターでは全国指導センターの委託事業として、知事の指定を受けクリーニング業法に定める研修・講習を西部地区で実施する。

- ・目標 クリーニング師研修 40名
従事者講習 60名(1型：20名、2型：40名)

14 全国指導センター委託事業

(1) 生衛業景況等調査

日本公庫から全国指導センターが委託を受け、指導センターが再委託を受けて行う景気動向調査で、一般消費者の生衛業利用動向や生衛業の経営状況について調査し、営業者への融資を行う日本公庫の資金需要や融資条件の決定に役立たせ、営業者の経営安定化を図り一般消費者に安全で安定したサービスを提供できるようにするものである。

- ・対象： 県内の生衛業者 10業種、70店舗
- ・頻度： 毎四半期ごと4回/年
- ・調査員： 経営指導員及び特相員

(2) 生衛業経営状況調査

全国指導センターが厚生労働省の指導のもと企画設計した調査で、各業種の生衛事業者の経営状況について、協力の得られる事業者を対象に月次の数値データを調査し全国又はブロックごとに整理解析して経営健全化の参考にするとともに、生衛業に対する施策に反映することを目的とする。

- ・対象： 県内の生衛業者 10業種、50店舗
- ・頻度： 毎四半期ごと4回/年
- ・調査員： 経営指導員

(3) 経営特別相談員研修事業

知事が委嘱した特相員24名に対し制度融資等への理解・相談対応能力等の向上を図るため研修会を実施する。

- ・6月又は7月に実施

収 支 予 算 書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1	1	0	
基本財産受取利息	1	1	0	
受取会費	97	97	0	
賛助会員受取会費	77	77	0	
特別会員受取会費	20	20	0	
事業収益	3,108	2,793	315	
標準営業約款推進事業収益	628	279	349	
クリーニング師研修講習事業収益	320	347	△27	
特相員等研修事業収益	160	136	24	
景気動向等調査事業収益	1,255	1,232	23	
受託事業収益	745	799	△54	
受取補助金等	16,595	16,308	287	
受取国庫補助金	16,510	16,236	274	
受取県等補助金	85	72	13	
雑収益	36	8	28	
受取利息	0	0	0	
雑収益	36	8	28	
経常収益計	19,837	19,207	630	
(2) 経常費用				
事業費	18,827	18,391	436	
給料手当	9,980	9,587	393	
福利厚生費	1,642	1,520	122	
旅費交通費	945	902	43	
通信運搬費	618	604	14	
消耗品費	659	835	△176	
印刷製本費	574	753	△179	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
光熱水料費	142	111	31	
燃料費	0	10	△ 10	
食糧費	46	36	10	
使用料及び賃借料	1,832	1,869	△ 37	
諸謝金	1,827	1,869	△ 42	
会議費	33	0	33	
広告宣伝費	30	20	10	
推進員費用弁償費	40	18	22	
支払助成金	10	0	10	
支払負担金	191	85	106	
委託費	209	126	83	
雑費	49	46	3	
管理費	1,057	834	223	
給料手当	416	400	16	
役員等報酬	96	72	24	
福利厚生費	78	63	15	
旅費交通費	100	90	10	
通信運搬費	10	10	0	
消耗品費	10	10	0	
印刷製本費	10	10	0	
光熱水料費	5	3	2	
食糧費	10	7	3	
使用料及び賃借料	40	16	24	
会議費	40	11	29	
租税公課	3	2	1	
支払負担金	232	136	96	
支払利息	1	0	1	
雑費	6	4	2	
経常費用計	19,884	19,225	659	
当期経常増減額	△ 47	△ 18	△ 29	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 47	△ 18	△ 29	
一般正味財産期首残高	5,967	5,985	△ 18	
一般正味財産期末残高	5,920	5,967	△ 47	

(14) 公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	1	1	0	
基本財産受取利息	1	1	0	
受取会費	77	77	0	
賛助会員受取会費	77	77	0	
一般正味財産への振替額	△ 78	△ 78	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	4,520	4,520	0	
指定正味財産期末残高	4,520	4,520	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	10,440	10,487	△ 47	

収 支 予 算 書 内 訳 表

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
	千円	千円	千円	千円
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1			1
基本財産受取利息	1			1
受取会費	20	77		97
賛助会員受取会費		77		77
特別会員受取会費	20			20
事業収益	2,658	450		3,108
標準営業約款推進事業収益	628			628
クリーニング師研修講習事業収益	320			320
特相員等研修事業収益	160			160
景気動向等調査事業収益	955	300		1,255
受託事業収益	595	150		745
受取補助金等	16,111	484		16,595
受取国庫補助金	16,026	484		16,510
受取県等補助金	85			85
雑収益	0	36		36
受取利息	0			0
雑収益		36		36
経常収益計	18,790	1,047		19,837
(2) 経常費用				
事業費	18,827			18,827
給料手当	9,980			9,980
福利厚生費	1,642			1,642
旅費交通費	945			945
通信運搬費	618			618
消耗品費	659			659
印刷製本費	574			574
光熱水料費	142			142

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
	千円	千円	千円	千円
燃料費	0			0
食糧費	46			46
使用料及び賃借料	1,832			1,832
諸謝金	1,827			1,827
会議費	33			33
広告宣伝費	30			30
推進員費用弁償費	40			40
支払助成金	10			10
支払負担金	191			191
委託費	209			209
雑費	49			49
管理費		1,057		1,057
給料手当		416		416
役員等報酬		96		96
福利厚生費		78		78
旅費交通費		100		100
通信運搬費		10		10
消耗品費		10		10
印刷製本費		10		10
光熱水料費		5		5
食糧費		10		10
使用料及び賃借料		40		40
会議費		40		40
租税公課		3		3
支払負担金		232		232
支払利息		1		1
雑費		6		6
経常費用計	18,827	1,057		19,884
当期経常増減額	△ 37	△ 10		△ 47
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0		0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0		0
当期経常外増減額	0	0		0
当期一般正味財産増減額	△ 37	△ 10		△ 47
一般正味財産期首残高				5,967
一般正味財産期末残高				5,920

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
	千円	千円	千円	千円
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	1			1
基本財産受取利息	1			1
受取会費		77		77
賛助会員受取会費		77		77
一般正味財産への振替額	△ 1	△ 77		△ 78
当期指定正味財産増減額	0	0		0
指定正味財産期首残高				4,520
指定正味財産期末残高				4,520
III 正味財産期末残高				10,440